

作業環境測定が義務付けられている
個別管理物質に関する
作業管理と作業環境管理について

作業管理と作業環境管理について【総括論点（案）】

論点 1) 可能な限り作業環境の改善に努めることは原則としつつも、それが困難な作業の場合、個人ばく露管理によるばく露防止の仕組みも導入すべきではないか。

- ・ 第3管理区分の改善が困難 = 保護具によるばく露防止という思考で止まらないようにすべきではないか。
- ・ 個人ばく露量がばく露限界値以下となるよう管理する（個人ばく露管理）の仕組みの導入は、個人ごとの管理が十分に機能しない場合もあることを前提に検討すべきではないか。
- ・ リスクを最小化する手法は3ステップ（本質安全化→工学的手法→管理的手法）で取り組むのが原則であり、事案に応じ一つではなく様々な取組を組み合わせたパッケージで考えるべきではないか。
- ・ 導入に当たっては、トライアル等によりエビデンスを収集すべきではないか。
- ・ 経皮ばく露は作業環境測定では把握が困難であり、経皮ばく露防止によるリスクを考えるべきではないか。

論点 2) 個人ばく露管理を導入するに当たっては、①厳格な管理の仕組みの構築とともに、②仕組みの導入に当たっては労使の共通理解を促す取組を行うべきではないか。

- ・ 個人ごとの管理が十分に機能しない場合もあることも踏まえた上で、個人ばく露管理の導入に当たっては、管理体制、人材、教育等を検討すべきではないか。（①）
- ・ 個人ばく露管理について、P D C Aによるチェックと改善を定期的実施する仕組みが必要ではないか。（①）
- ・ 個人ばく露管理の導入により作業環境測定や局所排気装置の稼働等が行われない場合であっても、当該化学物質の気中発散による一般公衆へのばく露がないようにすべきではないか。（①）
- ・ 労使の共通理解を促すために、衛生委員会での議論等が必要ではないか。（②）
- ・ 50人未満の事業場は衛生委員会の設置が義務づけられていないことから、これに代わる労使の共通理解が得られる仕組みが必要ではないか。（②）

論点 3) 保護具の適切な選択・使用・管理を促進するための取組を行うべきではないか。

- ・ 化学物質によっては破過時間が極めて短いなど様々な特徴があることから、保護具の選択とともにその使用及び管理を厳格にさせる仕組みが必要ではないか。また、保護具の使用者に必要な情報が得られる仕組みが必要ではないか。
- ・ ばく露限界値が示されていない化学物質を取り扱う場合、或いは化学物質ごとに使用できる保護具の情報が得られない場合の、保護具の選択や使用について検討が必要ではないか。
- ・ 労使とも、保護具を正しく使う意識が必要。また、保護具を正しく使用するために必要な知識や技能が必要ではないか。

作業管理と作業環境管理について【今後検討すべき事項（案）】

論点1) 可能な限り作業環境の改善に努めることは原則としつつも、それが困難な作業の場合、個人ばく露管理によるばく露防止の仕組みも導入すべきではないか。

- 三管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）と3ステップ（本質安全化→工学的手法→管理的手法）メソッドの考え方の整理。
- 「作業環境の改善が困難な場合」の定義。

論点2) 個人ばく露管理を導入するに当たっては、①厳格な管理の仕組みの構築とともに、②仕組みの導入に当たっては労使の共通理解を促す取組を行うべきではないか。

- 個人ばく露管理の手法（具体的例示）。
- 個人ばく露管理の導入に当たって、事業者求められる仕組み。
 - ア) 管理体制について、イ) 管理手法について、ウ) その他
 - 個人ばく露管理に必要な人材
 - エ) 管理人材、オ) 作業者の力量、カ) その他
- 個人ばく露管理の機能をチェックする仕組み（例：P D C Aによるマネジメントの導入、外部人材による監査等）
- 上記2点を踏まえた上で、個人ばく露管理と既存規制との整理（規制の見直し）
- 労使の共通理解を促すための方策の検討（例：衛生委員会での議論等）

論点3) 保護具の適切な選択・使用・管理を促進するための取組を行うべきではないか。

- 事業者（保護具の使用者）による保護具の適切な使用・選択・管理の手法。
- 事業者が適切な保護具を選択するために必要な情報を得られる仕組み。
- 保護具を適切に使用するために、事業者、管理者、労働者ごとに必要な知識、教育のあり方。
- ばく露限界値が示されていない化学物質を取り扱う場合や化学物質ごとに使用できる保護具の情報が得られない場合の、保護具の選択や使用についての考え方。

作業管理と作業環境管理の考え方の整理

作業場全体の濃度を管理濃度以下に維持することが大原則

現行の規制

第3管理区分

- ・有効な呼吸用保護具の使用義務
- ・健康診断その他の健康管理対策の実施義務

管理濃度が低いなど
第1又は第2管理区
分に改善することが
困難な場合

第2 管理区分

工学的対策、管
理的対策により
第1又は第2に
改善する義務

第1 管理区分

工学的対策、
管理的対策に
より改善する
努力義務

←どのような場合が具体的に考えられるか、今後さらに
情報収集や調査を行った上で具体的に決定

作業場個人のばく露をばく露限界値以下に管理する方法を新たに認めてはどうか

※人的管理に委ねられる仕組みであるため、多重的な管理と作業者に対する能力付与が必要

新たな仕組み

<条件①> (例)

一定の目標値（例えば管理濃度の10倍など）を定め、作業場の濃度の低減努力義務

<条件②> (例)

十分な防護係数の呼吸用保護具を使用させることにより、作業者のばく露濃度をばく露限界値（基本的には管理濃度と同じ値）以下に維持する義務
※この際、呼吸用保護具のフィットテストを義務化

<条件③> (例)

条件①・②について、厳格に管理するための管理体制を構築する義務（インダストリアル・ハイジニスト等の専門家による確認、管理責任者の配置・管理状況の記録、労働者に対する教育等の義務付け）